

施術団体
施術管理者 } 各位

東京都福祉保健局保健政策部医療助成課長

㊦ 高校生等医療費助成制度の開始について（通知）

日頃から、東京都の医療費助成事業につきまして、多大なる御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。
東京都内の各区市町村では、㊦ 高校生等医療費助成事業（以下「マル青（アオ）」という。）を、令和5年度から開始する予定です。

については、マル青について、下記のとおりお知らせいたしますので、窓口では、被保険者証と医療証（㊦ 医療証）を確認していただき、下記の点に御留意くださいますようお願いいたします。

記

1 制度開始

令和5年4月開始、制度の内容は同封のリーフレットを御参照ください。

2 医療証の色、有効期間

医療証の色は「淡い緑色」です（マル乳、マル子と同色です。）。

有効期間は令和5年4月1日から令和5年9月30日までです。毎年10月に更新となります（医療証の色が変わります。）。

3 留意点

マル青の医療証は、交付元区市町村により、自己負担があるものと自己負担がないものの2種類（下表のとおり）となります（食事療養標準負担額はいずれも本人負担）。

《マル青医療証の種類》

診療種別	負担者番号	89131*** 89134***	89135*** 89137***
入院 調剤 訪問看護		一部負担金なし ※入院時食事療養標準負担額は自己負担です。	
通院		1回につき200円（上限） ※徴収方法は、㊦ 義務教育就学児医療費助成と同じ方法です。	一部負担金なし

※ マル青の公費負担者番号は、マル子とは異なります。御注意ください。

※ 本事業は、マイナンバーカードによるオンライン資格確認には対応していません。

各施術所におかれましては、必ず医療証による資格確認をお願いします。

4 医療助成費の受領委任の取扱い

マル青の開始に伴い、現行の「㊦ ㊦ ㊦ 医療助成費の柔道整復・施術療養費（はり・きゅう・あん摩マッサージ）に係る取扱要領」を「㊦ ㊦ ㊦ ㊦ 医療助成費の柔道整復・施術療養費に係る取扱要領」へ改正いたしました。

本改正に伴う、申出書や変更届の東京都への提出は不要です。受領委任の詳細は同封の文書を御参照ください。

問合せ先 東京都福祉保健局保健政策部医療助成課
医療助成担当 03-5320-4282（直通）